

保育料無償化について

令和元年10月より保育料無償化が開始となりました。給付を受けていただく為には、給付認定を受けていただく必要があります。入園決定後、お渡しする申請書を京都市に提出し、1号認定、2号認定、3号認定のうちのどれかを受けていただきます。

1号認定 満3歳以上の小学校就学前の子ども

2号認定 年少以上児の内、家庭において必要な保育を受けることが困難な者
保育が必要な理由（両親の就労・妊娠、出産・疾病、障害・介護、看護
災害復旧・求職活動・就学・育休継続・その他）

3号認定 家庭において必要な保育を受けることが困難な者の内、保護者及び
同一世帯員が市民税非課税である者

無償化に関わる当園の経費と致しまして、下記の通りとなります。

○保育料 3・4・5歳児 22,000円
 2歳児（ひよこ組） 23,000円

- ・口座振替にて毎月幼稚園に収めて下さい。
京都市より全額返金されます。3歳以上児全員対象です。
- ・ひよこ組につきましては、3歳の誕生日の前日より無償化の対象となります。
誕生月は、日割り計算で返金されます。

○新入園児の入園料 50,000円

- ・50,000÷在籍月数（12か月又は11か月（ひよこ組））が、保育料と合わせて、無償化の上限（毎月25,700円）までで返金されます。
3歳以上児全員対象です。
- ・ひよこ組は、3歳の誕生日前日より対象となります。

○預かり保育料 午後保育日 500円 午前中保育日 800円

- ・2号認定の方のみ利用日数×1日の上限450円が返金されます。

※令和3年度より、給食の副食（おかず）材料費の補足給付が始まりました。

要件を満たした児童の内、申請書を提出された方のみ対象です。

- 対象者
- ①世帯員の市町村民税所得割合計が77,101円未満の世帯の園児
 - ②小学校3年生以下の兄弟から数えて第3子以降となる園児
 - ③市町村民税を課されない者に準ずる世帯に属する園児